

(案)

東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について

(答申)

平成 18 年 12 月

東京都動物愛護管理審議会

目 次

はじめに ～答申に向けて～	・・・ 1
第1 動物飼養の現状と社会状況	・・・ 2
1 増え続けるペット動物の飼養数	・・・ 2
2 犬の狂犬病予防注射接種率の低下	・・・ 4
3 動物による危害と苦情	・・・ 4
4 動物飼養に関連した社会経済の動き	・・・ 6
5 動物愛護団体等の活動	・・・ 7
6 動物愛護管理法の改正	・・・ 8
第2 動物愛護管理行政の現状	・・・ 9
1 動物の捕獲・収容、引取り等	・・・ 9
2 動物の返還・譲渡・致死処分	・・・ 11
3 動物取扱業に対する指導	・・・ 13
4 飼い主のいない猫対策	・・・ 15
5 動物愛護推進員制度の運営	・・・ 16
6 区市町村における動物愛護管理への取組	・・・ 17
7 産業動物及び実験動物への対応	・・・ 18
8 危機管理対策の現状	・・・ 19
(1) 動物由来感染症対策	・・・ 19
(2) 災害発生時対策	・・・ 20
第3 動物愛護推進総合基本計画の達成状況	・・・ 22
第4 東京都における今後の動物愛護管理行政の方向	・・・ 24
人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて ～「家族の一員」から「地域の一員」へ～	・・・ 24
1 共生社会の実現に向けた東京都の役割	・・・ 25
2 取り組むべき主な課題	・・・ 26
(1) 飼い主の社会的責任の徹底	・・・ 26
(2) 事業者の社会的責任の徹底	・・・ 28
(3) 地域の取組への支援	・・・ 29
(4) 致死処分数減少への取組	・・・ 31
(5) 都民と動物の安全の確保	・・・ 32

はじめに ～答申に向けて～

東京都動物愛護管理審議会は、平成 18 年 2 月 10 日、東京都知事から「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」について諮問を受けた。

東京都は、これまで、平成 16 年 1 月の動物愛護管理審議会答申「東京都動物愛護推進総合基本計画の策定について」を受け、同年 3 月、平成 15 年度から 24 年度までを計画期間とした東京都動物愛護推進総合基本計画を策定し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、幅広い施策に取り組んできている。

一方、国は、平成 17 年 6 月、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動物愛護管理法という。）を改正し、動物取扱業の登録制度や特定動物の許可制度等の規制を新たに制定するとともに、国の定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に基づき、都道府県は区域の動物愛護管理推進計画を定めなければならないという規定を設けた。

こうした状況を受け、本審議会は、小委員会を設置し、東京都の動物愛護管理行政の基本理念である人と動物との調和のとれた共生社会の実現の観点から審議を進め、同年 10 月 13 日、第 2 回審議会において、小委員会からの報告をもとに「中間のまとめ」を公表した。その中で、今後の東京都における動物愛護管理行政は、これまでの「家族の一員」としての動物の存在を地域社会の構成員、すなわち「地域の一員」として捉えなおした施策展開が必要という基本的な考えを新たに打ち出すとともに、取り組むべき五つの主な課題を示した。

その後、「中間のまとめ」に対し都民等から寄せられた意見等も参考にしながら、さらに議論を深め、このたび、結果を取りまとめたので、ここに答申する。なお、委員及び都民意見として、災害発生時における都民と動物の安全確保の観点から、実験動物等に関する事項についても言及すべきとの提起がなされたことから、追加検討を行った。

今後、この答申をもとに、国の基本指針も踏まえ、動物愛護管理法に基づく東京都の新たな動物愛護管理推進計画が策定され、東京において人と動物との調和の取れた共生社会の実現に寄与することを期待する。

平成 18 年 12 月 日

東京都動物愛護管理審議会 会長 関 哲夫

第1 動物飼養の現状と社会状況

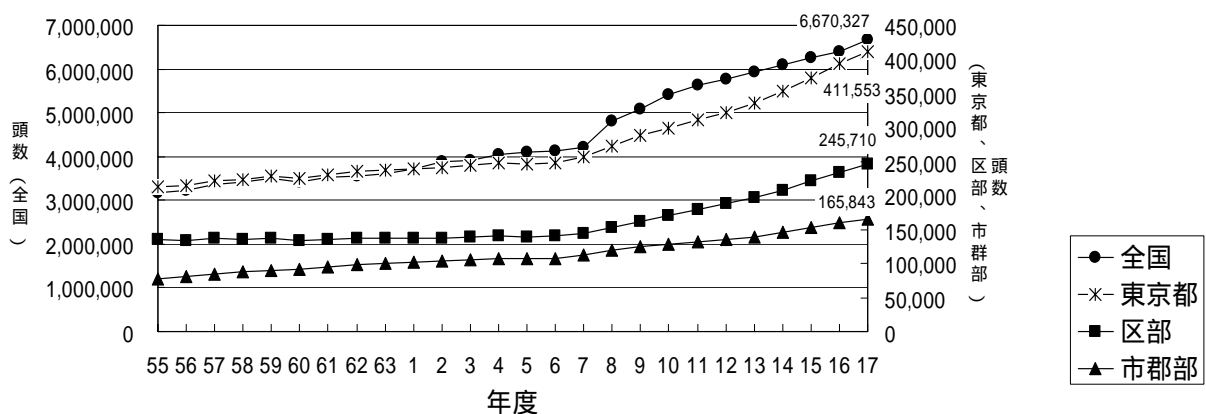
1 増え続けるペット動物の飼養数

犬の所有者は、狂犬病予防法に基づき、区市町村に登録することが義務付けられており、犬の登録数は、昭和55年度の犬の登録数は、全国が約318万頭、東京都は、が約21万頭と比べ、であった。これに対し、平成4617年度は、全国、東京都ともに約2倍に増加し、全国では約640670万頭、東京都では約3941万頭となっている(図1)。

また、登録されずに飼養されている犬も相当数いると見られており、ペットフード工業会の調査では、平成4617年度において、全国で登録頭数のほぼ倍の約4,2001,300万頭が飼養されていると推定しているおり(図2)。また、平成17年度の同調査では、全国の犬の推定飼養頭数は約1,300万頭であり、全国の犬の数は、総務省統計局の人口推計による全国の10歳未満の子どもの数の約1,150万人より多くなっている。

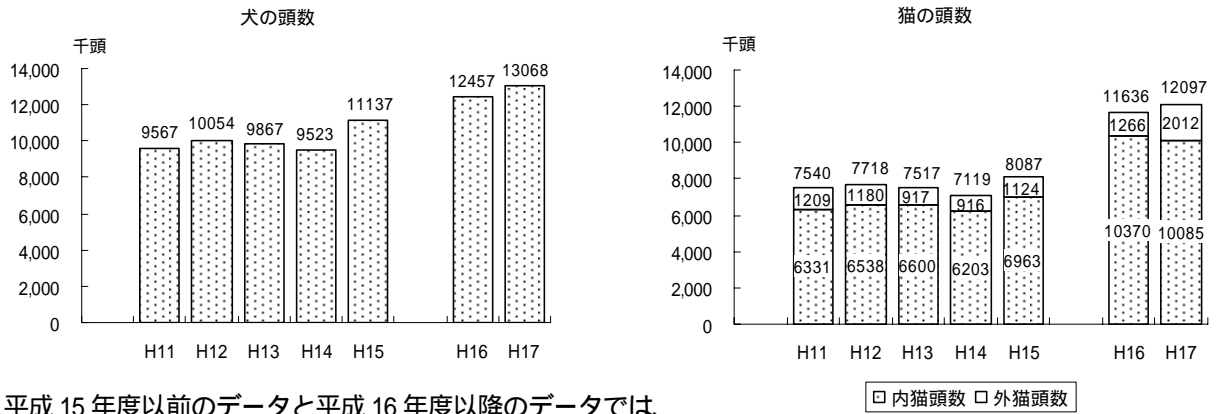
猫についてみると、東京都衛生局(当時)が平成10年2~5月に行った「東京都における猫の飼養実態調査」では、都内には約116万頭の猫が飼養又は生息していると推計している(室内屋内飼養60万頭、屋外飼養45万頭、飼い主なし11万頭)。なお、ペットフード工業会の調査では、平成4617年度の全国の猫の飼養頭数を約1,200万頭と推定している(図2)。

図1. 犬の登録頭数の推移



厚生労働省・東京都資料より作成

図 2 . 全国の犬・猫の推定飼養頭数



平成 15 年度以前のデータと平成 16 年度以降のデータでは、調査の方法が異なるので、時系列での厳密な比較はできない。

ペットフード工業会の調査結果から作成

表 1 . 都内の猫の飼養数又は生息数の推定 (平成 10 年)

室内屋内飼養	屋外飼養	飼い主なし	計
約 60 万頭	約 45 万頭	約 11 万頭	約 116 万頭

東京都資料より作成

2 犬の狂犬病予防注射接種率の低下

犬の狂犬病は、我が国では昭和 32 年以降発生していないが、海外では依然多くの国で発生している。人にも感染し、アジアとアフリカを中心に毎年数万人が死亡している。おり、平成 18 年には 36 年ぶりに、海外で犬にかまれた日本人が、帰国後に狂犬病を発症し死亡している。万が一、国内の犬で狂犬病が発生した場合、他の犬への感染拡大を防止することが重要であり、世界保健機関（WHO）は、狂犬病の蔓延を防ぐためには、狂犬病ウイルスに対する有効抗体を保有する犬の割合を 70～80%に維持する必要があるとしている。

狂犬病予防法では、飼い主は飼い犬に狂犬病予防注射を毎年 1 回受けさせることを義務付けているが、全国、東京都ともに平成 11 年度には 80%台であった予防注射接種率が、平成 17 年度には全国が 73.8%、東京都が 75.1%まで低下している（表 2）。~~ペットフード工業会の調査からは、~~しかもこれは登録犬についてのみの結果であり、実際には登録された犬と同数程度以外に多数の未登録の犬が飼養されていると推定されることから、~~実際の接種率はさらに低くなっているものと推定される~~考えられる。

そのひとつの証左として、平成 17 年度に東京都に犬の引取りを求めた飼い主を対象として行ったアンケート調査では、その年に狂犬病予防注射の接種を行っていたのは、145 頭中 49 頭（33.8%）の飼い主だけという結果が出ていることがあげられる。また、同じく平成 17 年度に捕獲・収容、引取り等を行った犬の一部に対して行った血中の抗体価測定結果を見ると、有効抗体を保有していたのは 198 頭のうち 112 頭（56.6%）となっており、予防注射接種率の低さをうかがわせるものとなっている。

表 2 . 東京都と全国における犬の登録頭数と予防注射頭数

【東京都】

年度	登録頭数	予防注射頭数	接種率
11 年度	310,676	248,726	80.1%
12 年度	322,315	247,540	76.8%
13 年度	335,644	259,241	77.2%
14 年度	353,020	266,890	75.6%
15 年度	372,841	281,942	75.6%
16 年度	393,333	296,513	75.4%
17 年度	411,553	309,119	75.1%

【全国】

年度	登録頭数	予防注射頭数	接種率
11 年度	5,645,424	4,578,277	81.1%
12 年度	5,779,462	4,606,527	79.7%
13 年度	5,939,595	4,646,046	78.2%
14 年度	6,084,731	4,681,524	76.9%
15 年度	6,262,510	4,741,488	75.7%
16 年度	6,394,226	4,799,555	75.1%
17 年度	6,670,327	4,924,129	73.8%

厚生労働省、東京都資料より作成

3 動物による危害と苦情

平成 17 年度に東京都及び特別区に寄せられた動物関連の事故発生届出件数は 343 件であり、ほとんどが犬によるこう傷事故である（表 3）。事故の多くは犬を散歩させる

際に起こっており、飼い主の犬に対する過信、しつけやトレーニングの不徹底、犬の習性や本能に関する理解不足、他者に対する配慮のなさなどが原因となっている。

東京都に寄せられる動物に関する苦情件数は、平成14年度以降全体としては一貫して減少してきているが、平成17年度末現在でも17,989件を数えており（図3）、動物を巡る近隣でのトラブルが日々発生している地域社会の現状がうかがえる。苦情・相談の主なものは、ふん尿の放置、悪臭、捨て猫、犬の放し飼いなどであり（図3）、飼い主のモラルの欠如やマナー不足によるものが大多数を占めている。動物種別に見ると、猫に関する苦情が50%、犬に関する苦情が43%を占める（図4）。

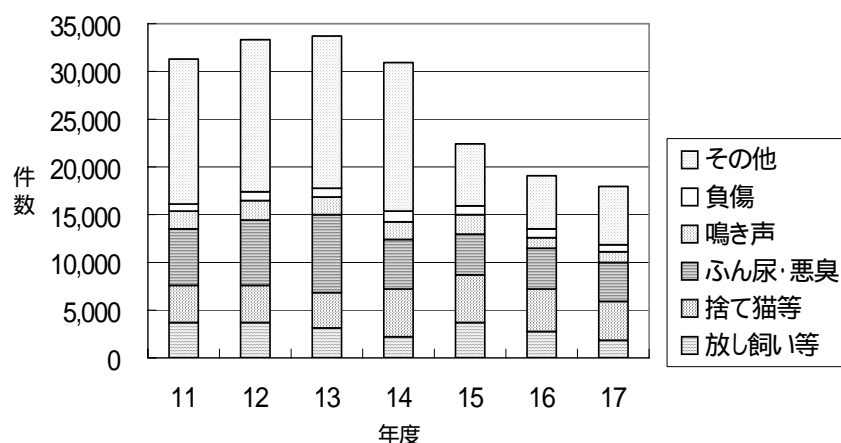
また、件数は少ないものの、ワニガメ等の特定動物や、カミツキガメ、その他大型のヘビやトカゲなどが町なかで発見され、苦情社会問題となることになった例もある。

表3. こう傷事故件数の推移

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
事故発生件数 (件)	432	460	442	510	441	370	343
被害者数(名)	437	460	442	515	442	376	354

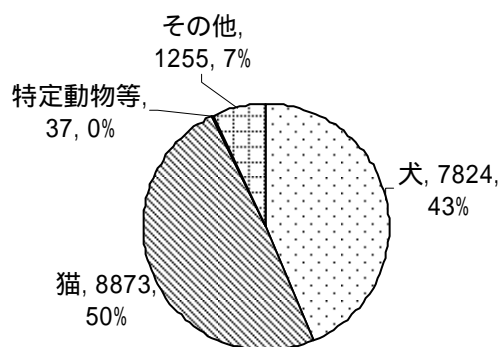
東京都資料より作成

図3. 東京都区における苦情件数の推移



東京都資料より作成

図4. 都区における動物別の苦情件数



東京都資料より作成

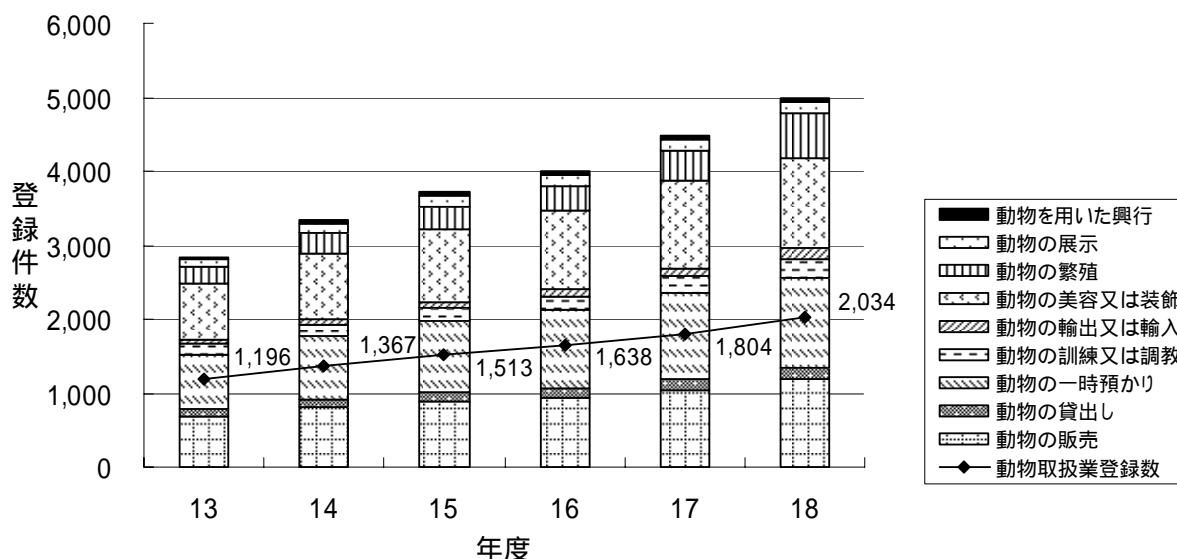
4 動物飼養に関連した社会経済の動き

いわゆるペットビジネスには、動物やペット用品の販売、動物の預かりや訓練等、種々のサービスがあり、全体で1兆円市場ともいわれている。

東京都における動物取扱業の施設数は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例(以下、都条例という。)に基づき平成12年度に登録制度を導入して以来、毎年増加しており、平成17年度末で1,804施設、都条例に基づく動物取扱業の登録規定の適用期日である平成18年5月末で2,034施設が登録されている(図5)。平成18年の4月、5月は2ヶ月間で登録数が230件増加したこととなり、従来の1年当たり150件程度の増加数を上回っている。この230件のうち約60%が繁殖業者であり、多くは一般家庭において犬や猫をごく小規模に繁殖させて販売している形態であった。動物愛護管理法の改正を契機に、小規模の繁殖・販売であっても登録の対象となるということが周知され、申請が急増したものと考えられる。

また、都内には、動物取扱業の経営や就業を目指す者や動物の美容・訓練等に携わる人材の養成を行う施設も多数存在している。その他、ペットと暮らせる集合住宅(表4)や、大手住宅メーカーや自動車メーカーによるペット対応型商品の提案等、ペットのいる暮らしを前提とした商品開発が拡大している。

図5. 動物取扱業種別の推移



平成 18 年度は、6 月から法による登録制度に移行したため、平成 18 年度分は、5 月末の登録数を掲示した。

東京都資料より作成

表 4 . 2005 年東京都のペット飼養可マンション販売状況

	ペット飼養可 マンション(戸)	全供給戸数	ペット飼養可 マンション割合
東京都区部	20,493	31,025	66.1%
東京都市町村部	5,443	8,962	60.7%
東京都合計	25,936	39,987	64.9%

不動産経済研究所発表

5 動物愛護団体等の活動

平成 18 年 8 月末現在、都内では、動物の飼養管理に関する指導者を養成するための認定資格制度を運営する公益法人をはじめ、全国規模で活動する 4 つの動物愛護団体の本部や 42 の認証 N P O 法人や知事が委嘱した動物愛護推進員 307 名の外他、動物愛護を担う多数の団体や個人が活動している。これらの団体や個人は、飼い主のいない猫への不妊去勢手術、動物の譲渡活動、犬のしつけ方教室、犬の登録の普及啓発等、適正な飼養管理に向けた様々な取組を行っている。

また、行政との連携に積極的な団体も多く、東京都が行っている犬や猫の新たな飼い主への譲渡事業にも、複数の譲渡団体が協力している。これらの団体は、東京都から譲渡動物をいったん引き取り、新たに飼い主になろうとする人を募って譲渡する活動を行っている。さらに、都立公園等でドッグランの運営にボランティア団体が積極

的に携わるなど、活動の幅を広げつつある。あり、都内の動物愛護に関わる団体や個人の潜在能力は、全国的に見て相当高い状況にあるといえる。

6 動物愛護管理法の改正

東京都は、都条例に基づき、動物取扱業の登録制度（平成 12 年度～）、特定動物の許可制度（昭和 55 年度～）、動物愛護推進総合基本計画の策定（平成 15 年度～）など、全国に先駆けた動物愛護管理行政を推進してきた。

一方、国は平成 17 年 6 月、動物愛護管理法を改正し、平成 18 年 6 月 1 日に施行した。改正内容は、都条例の規定と同様の仕組みに加え、動物取扱業及び特定動物飼養の規制の強化等を盛り込んだものであるが、これにより、動物の愛護と管理をより適正に行うための体制が整えられた。

動物の愛護及び管理に関する法律改正の概要

公布 平成 17 年 6 月 26 日

施行 平成 18 年 6 月 1 日

1 基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定

国が基本指針を定め、都道府県は指針に即して推進計画を策定

2 動物取扱業の適正化

(1) 登録制の導入

(2) 動物取扱責任者の選任及び研修の義務付け

(3) 動物取扱業の範囲の見直し（インターネット販売等施設を持たない業を追加）

3 特定動物の飼養規制の全国一律化と個体識別措置

(1) 条例による規制から法による全国一律の規制に（許可制）

(2) マイクロチップ等による個体識別措置の義務付け（届出制）

4 動物を科学上の利用に供する場合の配慮

「苦痛の軽減 (Refinement)」に「使用数の削減 (Reduction)」と「代替法の活用 (Replacement)」を加え、3R の原則を明記

5 その他

(1) 学校、地域、家庭等での普及啓発

(2) 動物由来感染症の予防についての所有者の責務

(3) 罰則の強化（動物の虐待等 30 万円以下から 50 万円以下へ）

第2 動物愛護管理行政の現状

1 動物の捕獲・収容、引取り等

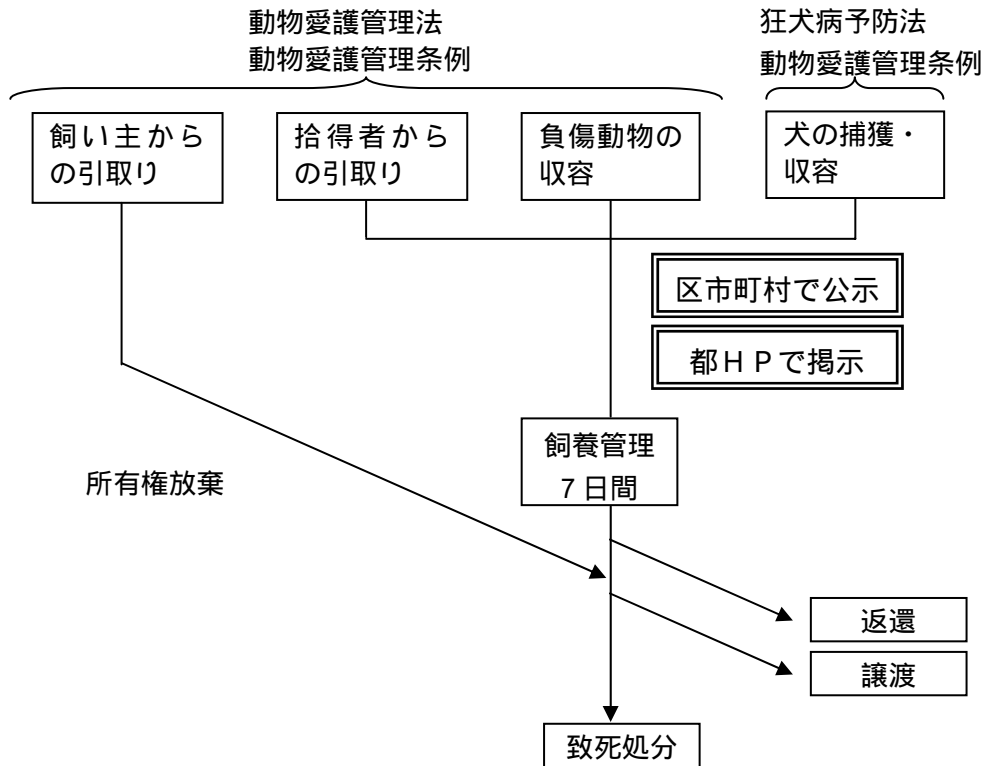
東京都は、狂犬病予防法及び動物愛護管理法並びに都条例に基づき、犬の捕獲・収容、犬・猫の引取り、負傷した犬・猫等の収容を行っている(図6)。これらの頭数は、ピーク時の昭和58年度の約6万頭と比べると、平成17年度は9,152頭と約6分の1に減少している(表5)。引取り等が減少した主たる要因としては、飼い主意識の向上、ペット飼養可能な集合住宅の増加、室内屋内飼養や不妊去勢手術の普及、行政による終生飼養の指導等により、飼い主や拾得者からの引取りが減少してきたことがあげられる。

特に犬については、成犬に比較して子犬の引取り等の数が極端に少なくなっている。室内屋内飼養や不妊去勢手術の普及、野犬の減少により、犬が屋外で繁殖する機会がほとんどなくなったことによるものである。成犬は、飼い主からはぐれた犬の収容、引取りが大多数を占めている。

一方、猫の場合は、成猫よりも子猫の引取り、特に拾得者からの引取りの数が多い。不妊去勢手術の普及や飼い主のいない猫対策への取組等によって、猫全体の引取り等の頭数は大きく減少してきてはいるものの、未だに屋外飼養の猫や飼い主のいない猫による屋外での自然繁殖が多いためと考えられる。

平成3年度における飼い主からの引取り理由のトップは、犬の場合は「転居」(36%)、猫の場合は「転居」と「猫の問題行動・凶暴化」(同率20%)であったが、平成16年度は犬猫ともに「飼い主の病気等」が1位となっている(図7)。ペット飼養可能な集合住宅が増加したことなどにより、転居に伴って引取りを求める事例が減少したことによるものと考えられる。一方で、「東京都世帯数の予測(平成18年3月)」によると、平成17年の都内の全世帯約580万世帯のうち、およそ半分の約250万世帯が単独世帯であり、このうち約52万世帯の世帯主が65歳以上となっており、一人暮らしや高齢者の飼い主の増加に伴い、飼い主の病気や死亡により飼養を継続できず、行政に引取りを求めるケースが多くなってきているためと考えられる状況がうかがえる。

図 6. 動物の捕獲・収容、引取りの流れ



東京都資料より作成

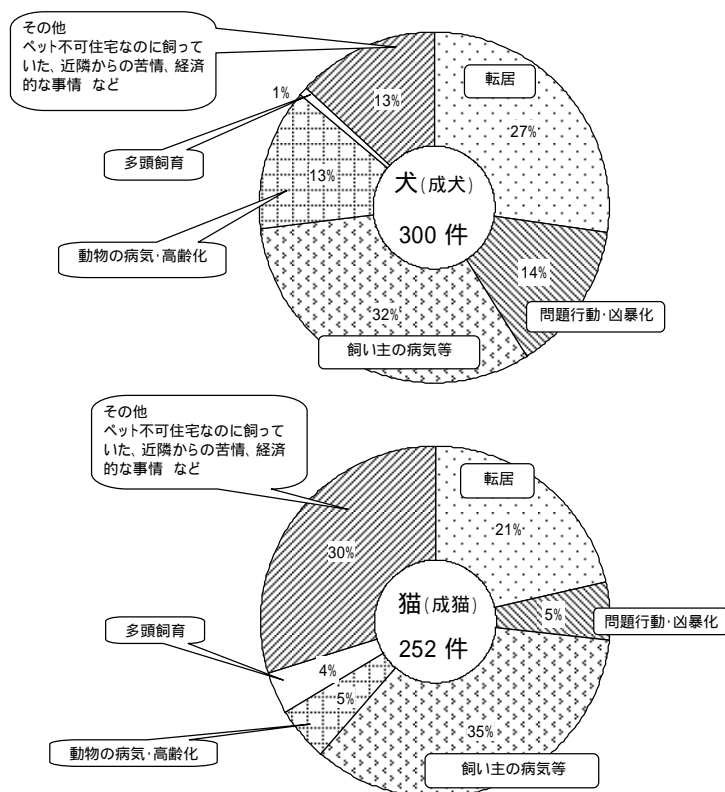
表 5. 動物の捕獲・収容、引取りの内訳（平成 17 年度）

（頭）

	犬の捕獲・収容	飼い主からの引取り	拾得者からの引取り	負傷動物の収容	計
成犬	1,376	373	1,054	76	2,879
子犬	21	17	37	2	77
成猫	-	416	26	480	922
子猫	-	383	4,873	8	5,264
その他	-	-	-	10	10
計	1,397	1,189	5,990	576	9,152

東京都資料より作成

図7.飼い主からの引取りの理由



<参考>

平成3年度の引取り理由*

犬(成犬) n=183	
転居	36%
問題行動・凶暴化	14%
近所からの苦情	14%
飼い主の病気等	11%
動物の病気・高齢化	8%
無回答、不明	17%

猫(成猫) n=133	
転居	20%
問題行動・凶暴化	20%
近所からの苦情	17%
飼い主の病気等	16%
動物の病気・高齢化	11%
無回答、不明	16%

* 当時のセンター4支所のうち西部支所(23区の西部地区)での調査から

東京都資料より作成

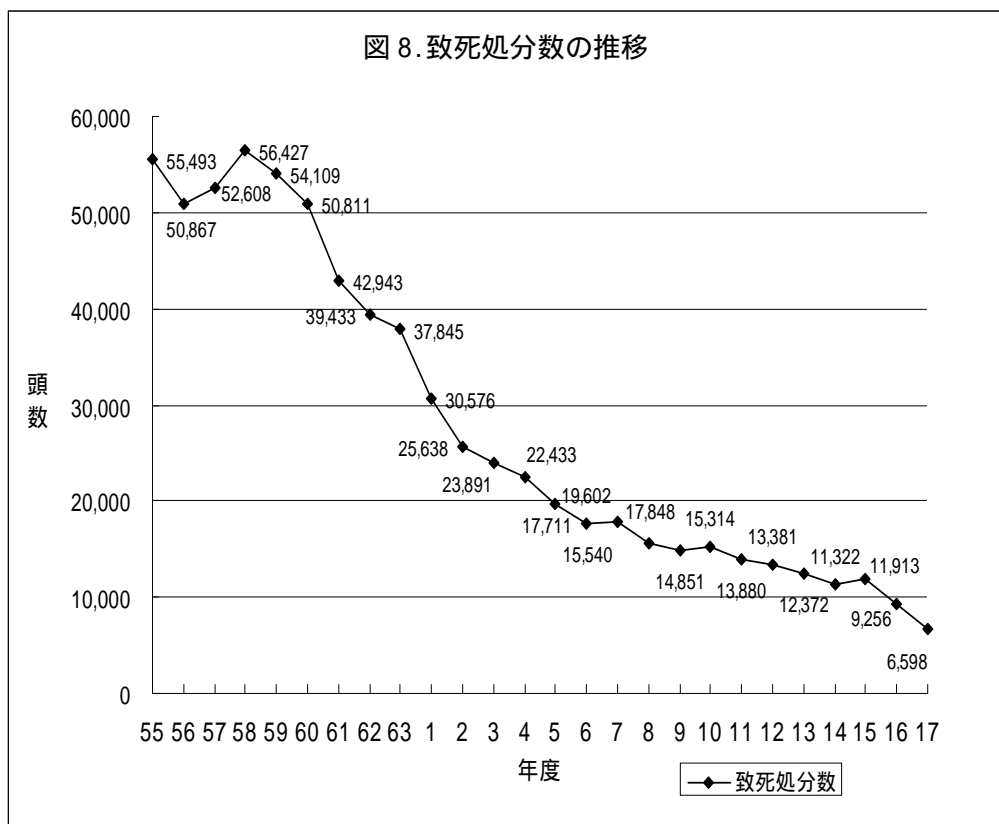
2 動物の返還・譲渡・致死処分

都内で保護・收容された動物について、東京都は、区市町村に公示を依頼するとともに、東京都のホームページでの公開等により飼い主への返還に努めている。また、收容期限内に飼い主が見つからなかった動物及び飼い主から引き取られた動物については、譲渡の可否を判定したうえで飼養希望者への譲渡を行っている。

平成17年度に返還・譲渡された割合は、犬が78.0%、猫が4.2%であり、犬と猫とで大きな差が生じている。犬に比べて猫の返還・譲渡の割合が極端に低い理由としては、飼い主のいない猫が負傷等により收容されることが多いため、そもそも飼い主からの問い合わせにより返還されることが非常に少ないこと、また、飼い主もしくは拾得者から引き取られる猫の大半が、飼い主のいない生まれて間もない子猫のためであり、衰弱や感染症により成育が極めて困難なため、飼養管理ができず、譲渡することができない場合が多いことがあげられる。

返還・譲渡に至らなかった場合は、致死処分となる。致死処分数の推移をみると、ピーク時の昭和58年度の56,427頭に対して、平成17年度の致死処分頭数は6,598頭

であり、約9分の1に減少している（図8）。内訳は、約90%が猫であり、そのうちの約86%が飼養管理や譲渡の困難な子猫が占めている（表6）。



東京都資料より作成

表6. 動物の返還、譲渡、致死処分の頭数内訳（平成17年度）

（頭）

	返 還	譲 渡	致死処分	計
成犬	1,764	477	645	2,886
子犬	8	57	18	83
成猫	8	99	816	923
子猫	2	151	5,110	5,263
その他	1	1	9	11
計	1,783	785	6,598	9,166

捕獲・収容、引取りされた動物が次年度に返還、譲渡、致死処分されることがあるため、頭数の計は一致しない。

東京都資料より作成

3 動物取扱業に対する指導

(1) 監視指導の規模と内容

動物愛護管理法及び都条例に基づき、東京都は、動物の販売、貸出し、展示等の動物取扱業に対し、業の登録及び監視指導を行っている。平成15年度までは年間500件前後であった監視指導を、現在、年間800件程度に増やして行っているが(図9)

都内の動物取扱業は、チェーン展開する大手販売業から小規模な個人経営まで多岐にわたっており、施設数の増加と業態の多様化に伴い、より実態に即したきめ細かな対応が求められるようになってきている。

都民とのトラブル事例も増えており、平成17年度に東京都に寄せられた苦情は、117件にのぼっている。その内容は、病気の動物の販売、においや鳴き声等による周辺環境への悪影響、動物の展示環境の不備など、多岐にわたっている。中には、国際都市東京の現状を反映して、欧米との動物の取扱いに関する規定の違いに起因する苦情もあった。

平成18年6月に生活文化局が公表した公表された東京都消費者被害救済委員会報告によれば、動物の病気や販売方法を巡ってペットショップに関する消費者からの苦情相談が増加しており、その背景には、不衛生な環境での集団飼養や、抵抗力を十分に獲得できない時期における販売など、動物愛護上看過できない問題もが伏在していると指摘されている。

また、動物取扱業に対する都民の関心も高くなってきており、平成18年度第3回インターネット都政モニターアンケート結果によると、ペット業者に望むことの第1位は「ペットの飼い方や感染症の防御方法等の説明」(64%)、第2位は「危険な動物の販売やインターネット販売など安易な販売をしない」(56%)となっている。

従って、今後、施設の維持管理等のハード面だけでなく、動物の販売、展示や管理方法等のソフト面の向上が課題となっている。を図っていくことが、動物取扱業に対する監視指導上の大きな課題になってくるものと考えられる。

(2) 動物愛護管理法の改正に伴う指導

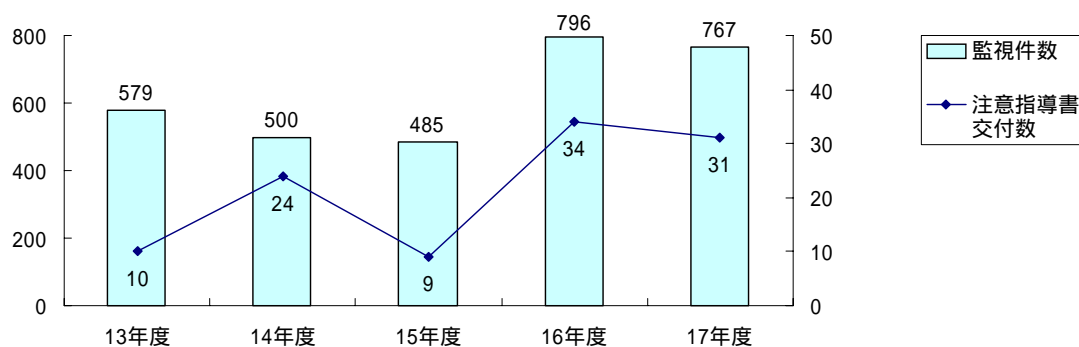
動物愛護管理法の改正により、従来、都条例に基づく登録を受けていた動物取扱業者は、改めて動物愛護管理法に基づく登録を受けなければならないこととなった。また、販売時の説明責任、文書による記録の保存、幼齢な犬・猫等の販売の禁止等、新たな規定が義務付けられている。東京都は2,000件以上のすべての動物取扱業に対し、申請説明会や実地調査を行い、登録の申請と新たな規定の遵守を指導している。

(3) 動物取扱責任者研修

このため、動物愛護管理法では、施設ごとに動物取扱責任者を選任し、その後、都道府県の行う研修を受けることとされているが、東京都では条例により、事前に研修を受けた者のうちから選任することとし、動物取扱業の質的向上に努めている。具体的な研修の内容は、「関連法令」、「飼養施設及び動物の管理に関する方法」、「動物由来感染症予防対策」等である。

また、研修終了時に試験を行い、習得状況を確認するなど、内容の充実に努めている。東京都においては、動物取扱責任者の対象人数が多く、事前研修受講規定を設けたことに対応するため、法施行直後の平成18年6月から毎月1回研修を実施しており、10月末現在で受講者は557名となっている。

図9. 都の動物取扱業への監視指導件数等の実績



東京都資料より作成

(参考)

イギリスの犬の繁殖及び販売（ブリーダー）に係る規制の概要

○犬繁殖法 1973 の下、地方自治体による認可（毎年更新）。

○犬繁殖法 1973 に違反している、あるいは、違反していると十分疑われるときは、裁判所の令状をもって地方自治体から任命された役人、あるいは獣医師が査察する。

○犬の繁殖・販売（福祉）法 1999

- ・ペットショップ、あるいは繁殖施設として認可された施設以外では犬を売ってはならない。
- ・認可されたペットショップ以外に繁殖した犬を売ってはならない。
- ・認可されていない繁殖施設で生まれた犬を認可されたペットショップに売ってはならない。
- ・認可されたペットショップに犬が届いたときに、タグやバッジ等個体識別ができるものがついた首輪をしていること（個体識別タグ・バッジにはその犬の明確な出生場所や規則で求められている情報が入っていること。）
- ・届いたときに個体識別ができる首輪がついていたにもかかわらず、認可されたペットショップで犬を売るときに、そのような首輪をつけないで渡してはならない。
- ・8週齢以下の犬を売ってはならない。

（環境省資料より作成）

4 飼い主のいない猫対策

犬と異なり、猫には捕獲収容に関する規定が存在しない。また、猫による被害を受けていると考える人と、猫を保護しようという人の意識の隔たりが、地域における猫を巡る問題の解決を難しくしており、猫に関するさまざまな苦情や相談が東京都や区市町村に寄せられている。個人やグループで、不妊去勢手術や地域での管理に取り組むことによって、飼い主のいない猫の問題解決を図ろうというボランティア活動も存在するが、区市町村等の支援がないと安定的な活動を継続していくことが困難な場合が少なくない。

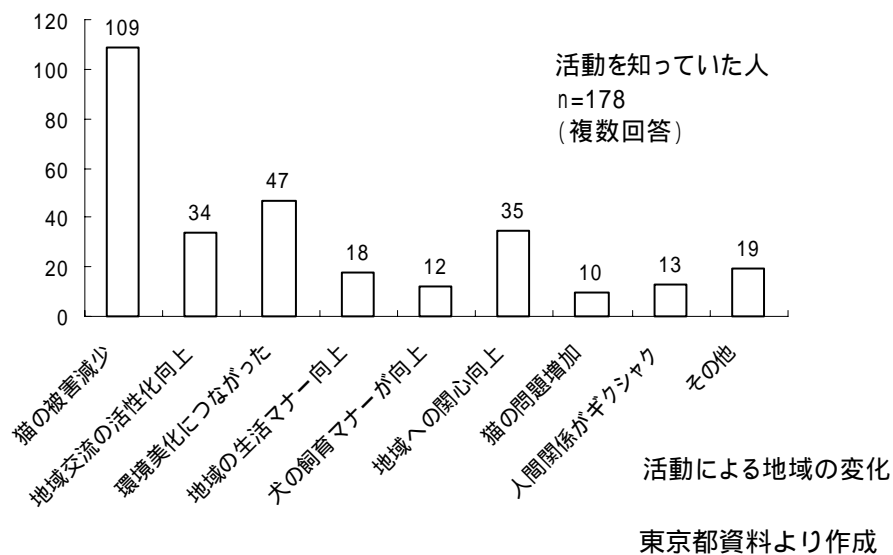
平成 11 年 3 月、東京都動物保護管理審議会（当時）は、飼い主のいない猫への対応として、飼い主のいない猫の問題を地域の問題として捉え、動物愛護団体、区市町村、東京都が役割を分担して問題解決に向け連携していく組織づくりの必要性を示した。これを受け東京都は、平成 13 年度から 15 年度まで、20 箇所モデル地域を指定して「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を実施し、区市町村と東京都が連携して地域住民の主体的な取組に対する支援を行った。

平成 16 年に実施したモデル地域を対象としたアンケートでは、猫問題に対する地域的取組の効果として、「猫の被害減少」、「地域の環境美化」、「地域への関心向上」、「地

域交流の活性化向上」等があげられている（図 10）。東京都は、平成 17 年 4 月、モデルプランの実施結果をとりまとめた「飼い主のいない猫との共生を目指す街ガイドブック」を作成した。現在、区市町村では、このガイドブックを参考に飼い主のいない猫対策に取り組んでいるむよう働きかけを行っている。

一方、前述の都政モニターアンケートでは、飼い主のいない猫対策への参加意向は、「今後参加したい」（16%）、「参加したくない」（50%）、「わからない」（33%）となっており、地域におけるこの取組の認知度や参加意欲が未だ十分でない状況がうかがえる。

図 10．飼い主のいない猫対策実施後の効果に関するアンケート



5 動物愛護推進員制度の運営

動物愛護に熱意と見識を有する者の中から知事が委嘱する動物愛護推進員には、地域における動物愛護活動の中心的な役割を果たすことが期待されている。東京都においては、平成 15 年度から委嘱を開始し、平成 18 年 8 月現在で 307 名を数えるに至っているが、内訳は、東京都獣医師会・動物愛護団体からの推薦 175 名、区市町村からの推薦 70 名、一般公募 62 名である。各自治体当たりの配置人数は、区部で 4～16 人、市部で多摩・島しょ地域で 4～11 人となっており、区市町村によってばらつきがある。また、具体的な活動状況(表 7)については、配置人数に加えて、個人の取組姿勢や区市町村の支援体制の多少に負うところがあり、地域により差が見受けられる。

表7. 動物愛護推進員の主な活動状況

普及啓発	動物愛護関連のイベント参加
	普及啓発資材の作成・配付・掲示
	適正な取扱・飼養方法(学校等飼い方教室、個別相談対応・助言)
	動物由来感染症
動物の保護等	飼い主のいない猫の管理、不妊去勢手術
	譲渡あっせん
	放棄・遺棄された動物の保護・管理
	災害時の動物救護(訓練含む)
環境衛生	ふん拾い・清掃
	ワンワンパトロールの運営・実施
	ドッグランの管理・運営
行政の開催する 協議会等への協力	審議会・懇話会・協議会への参加
	自治体が開催する講習会・イベント等への協力・参加

東京都資料より作成

6 区市町村における動物愛護管理への取組

動物愛護管理法では、区市町村の動物愛護管理に関する事務として、学校、地域、家庭における教育活動や広報活動等を通じての普及啓発の実施を定めている。動物飼養に関する問題の多くは、飼い主のマナー不足や飼い主のいない猫を巡る地域住民間の意見の対立等、地域に密着した問題であり、地域特性を踏まえた区市町村の取組が、問題の迅速な解決と発生防止を可能にする。取組状況は区市町村によって異なるが、主な内容としては、飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成や講習会の実施などがあげられる(表8)。

また、区市町村の中には、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた独自施策の検討など、次のような先進的な取組を行っている自治体もある。

- ・ マナー向上などを定めた条例の制定
- ・ 動物との共生のための懇談会の実施による猫の登録制度やペット新税の検討
- ・ 区独自の推進員制度の制定
- ・ ふんの放置等を防止する環境美化条例の制定
- ・ 犬猫の正しい飼い方普及員制度の制定
- ・ 自治会、町会等との連携による飼い主のいない猫対策の実施

表 8 . 区市町村における主な動物愛護管理の取組状況 (平成 17 年度)

取組内容	取組状況
動物の飼育やマナー等に関するガイドライン・要綱等の作成	11 区 4 市町村
講習会等の実施 (犬のしつけ方教室等)	18 区 12 市町村
猫の不妊去勢手術助成の取組状況	14 区 14 市町村 内訳 飼い猫のみ 1 区 1 市町村 飼い主のいない猫のみ 6 区 7 市町村 飼い猫・飼い主のいない猫 7 区 6 市町村

東京都資料より作成

7 産業動物及び実験動物への対応

都内における牛、馬、豚、鶏等の産業動物の飼養数は、家畜が約 1 万頭、家禽が約 15 万羽である (表 9)。これらの動物を飼養する管理者や事業者に対しては、生産性の向上、動物の健康や安全を確保する適正な飼養衛生管理を図るよう、関係局による指導が行われている。

また、企業、大学、行政等の試験研究施設等においては、マウス、ラット、犬、サル等の実験動物が飼養されているが、動物実験施設の届出等の法的規制がないため、施設の数、飼養されている動物の種類と数等については把握されていない。また、実験用に飼養されている犬の登録状況と狂犬病予防注射の接種状況についても同様の状況である。

ただし、中型以上のサル等の特定動物を飼養している場合には、動物愛護管理法に基づく飼養の許可及び個体識別措置の届出の規定により、東京都の監視指導の対象となっている。

動物実験の手法等については、従来、実施機関による自主管理が主体であったが、動物愛護管理法の改正に伴い、国は平成 18 年 4 月、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」も改正した。さらに 6 月には、動物実験の適正な実施に向けたガイドラインも示したところであり、東京都はこれらの周知に努めている。

表 9 . 家畜・家禽の飼養頭羽数 (平成 17 年)

乳用牛		肉用牛		豚		鶏				馬		めん羊		山羊	
頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	採卵用	戸数	肉用	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数
2,624	92	966	60	4,356	21	143,270	200	8,598	24	1,578	69	53	4	230	46

東京都資料より作成

8 危機管理対策の現状

(1) 動物由来感染症対策

動物由来感染症とは、人と動物に共通した病原体により発症する疾病である。飼養動物が病原体を保有し、ふん便、尿、唾液、血液等に排出されている場合、経口、引っかき傷、かみ傷等から人に感染することがある。~~室内屋内飼養~~が増加し、人とペットが緊密に暮らすようになった今日では、~~従来これまで~~以上に動物由来感染症予防への配慮が必要である。

東京都では、平常時の動物由来感染症予防対策として、都民が正確な知識を持つとともにいたずらに恐れることがないように、パンフレットやホームページ等の広報媒体による普及啓発を行っている。また、都民に身近な動物がどのような病原体を保有しているかを把握するため、ペットショップ等の動物を対象として、サルモネラや病原性大腸菌、エキノコックスなどの病原体保有状況調査に取り組んでいる。平成 17 年度は、展示業の施設を中心に動物のふん便等を検査したところ、27 施設のうち 9 施設において、犬、猫、鳥等から、カンピロバクター、病原性大腸菌等、何らかの病原体が検出された(表 10)。

いずれの施設でも人への健康被害はなかったが、調査病原体の検出状況等の結果具体的なデータに基づくペットショップ等に対するき、施設の消毒方法等の、動物への投薬治療、飼養管理の改善等、施設の状況に応じた指導や情報発信等に取り組んでいる。を行った。

また、実際に動物由来感染症の発生または発生の疑いがあり、その原因として動物の関与が疑われる場合には、動物愛護相談センターが都区の保健所と協力して、動物の流通調査、感染動物の搬送と隔離、検体採取を行い、健康安全研究センターにおいて確認検査を実施している(表 11)。

表 10. 動物取扱業飼育動物の病原体保有状況調査の概要

対象動物	犬 猫 鳥類 げっ歯類など	17 年度調査結果	
対象施設	動物取扱業(販売、展示)	検出施設数/検査施設数 (検出率)	9 / 27 (33.3%)
検査項目	カンピロバクター 病原性大腸菌 黄色ブドウ球菌 サルモネラ クラミジア Q 熱コクシエラ クリプトコッカス(鳥類のみ) 回虫(犬猫のみ) ジアルジア(犬猫のみ) トキソプラズマ(猫のみ) エキノコックス(犬のみ)	検出された病原体 動物種 検出頭数/検査頭数	カンピロバクター 犬 1/70 猫 2/44 鳥類 4/25 病原性大腸菌 犬 14/70 猫 8/44 その他 1/22 黄色ブドウ球菌 鳥類 1/25 回虫 猫 4/44

東京都資料より作成

表 11. 動物由来感染症の発生または発生疑いにより調査等を行った件数

年度	件数	感染症
平成 15 年度	6 件	サル痘 オウム病* ウエストナイル熱 重症急性呼吸器症候群 (SARS)
平成 16 年度	2 件	オウム病* 高病原性鳥インフルエンザ
平成 17 年度	7 件	細菌性赤痢 オウム病* レプトスピラ症*

* 人の患者発生があったもの

東京都資料より作成

(2) 災害発生時対策

災害時、通常、飼い主はペットを連れて避難することが予想され、その場合、当分の間避難所で暮らすことになる。避難所で他人に迷惑をかけず、また動物のストレスを最小限に抑えるために、個体標識の装着、餌や動物用品等の準備、日常的なしつけ、不妊去勢手術等みだりな繁殖を防ぐ措置等を行っておくことが求められる。

東京都では、災害発生時を想定して、都民に対し、ペットとともに避難するための備え等について、適正飼養講習会やポスター等で普及啓発を行っている。

特定動物に関しては、逸走による人への危害を防止するため、飼い主に対して施

設の構造や強度の遵守、逸走防止の管理、被災時であっても飼養許可施設外に持ち出さないことなどについて、厳重に指導している。また、動物取扱業者や産業動物の管理者等には、災害時における動物の速やかな保護と逸走による人への危害防止を図るため、国基準の遵守を求めている。

さらに、都内には多くの試験研究機関が存在していることから、災害時に有害な病原体等を接種された実験動物が施設から逸走した場合、人への健康危害が危惧される。そのため災害発生時対策の一環として、実験動物の問題を検討しておくことが重要な課題となっている。

避難所の設置と管理の役割を担う区市町村のうち対応を見ると、特別区については、大多数が地域防災計画においてペットに関する対策を策定しているが、市町村では3市にとどまっている。また、ペット対策のマニュアル等の作成やフード・ケージの備蓄については、ほとんどの区市町村が取り組んでいないのが実情であり、災害時を想定した区市町村の取組には多くの課題が残されている（表12）。

一方、~~飼い主からはぐれた被災動物については~~東京都地域防災計画では、東京都獣医師会、動物愛護関係団体から構成される「動物救援本部」が中心となって飼い主からはぐれた被災動物の保護を行い、東京都は、「動物救援本部」を支援する立場から、救護活動の応援と活動拠点となる場の提供等の役割を担うこととされている。

平成12年6月の三宅島噴火災害の際には、9月の島外避難の直後から、東京都獣医師会と東京都が計253頭の動物を保護収容し、その後、平成13年3月、動物愛護団体も参加して動物救援センターを開設した。この間の保護収容体制には様々な課題が残ったが、68頭の動物を移送し、同センターは約1年にわたって運営された。実際の運営は、多くのボランティアによって支えられたが、このうち、過半数の52%は、過去にボランティア活動に参加した経験を持たない人々であった。また、後日行ったアンケートからは、78%の人が、今後同じようなことが起これば、活動に参加すると回答するなど、災害時における被災動物の救護に対する認識の高さをうかがわせる結果が出ている。

表12. ペット動物の災害対策の取組状況 23区39市町村

	実施済	検討中
地域防災計画におけるペット対策の策定	20区3市	2市
ペット対策のマニュアル等の作成	3区1市	1区
フード・ケージの備蓄	4区1市	1区
東京都獣医師会支部との協定	10区3市	9区

東京都資料より作成

第3 動物愛護推進総合基本計画の達成状況

東京都は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、平成15年度に東京都動物愛護推進総合基本計画（現行計画）を策定した。

現行計画は、平成15年度から平成24年度までの10年間の計画期間とし、平成14年度の実績値を基にして、致死処分数の半減、犬・猫の返還・譲渡率の増加等の目標を定めている。

平成17年度末現在における目標に対する達成状況は、動物の致死処分数については83.4%、犬の返還・譲渡の割合については70.6%であり、計画4年目としては、進捗状況は良好である。犬・猫等の苦情件数については167.6%、猫の返還・譲渡の割合については185.7%となっており、既に目標を上回る実績をあげている（表13）。

全国の平成16年度の犬・猫の処分率が94%であることから、返還・譲渡の割合は6%とみなされる。これに対し、東京都の平成17年度末現在の都の犬・猫を合計した返還・譲渡の割合は28.0%であり、全国との比較においては良好な状態である。

その他、「地域における動物愛護の推進」、「専門的・広域的施策の充実」、「動物取扱業への対応」、「虐待・遺棄防止への取組」等、具体的な数値指標以外の項目についても、おおむね成果をあげている。

一方この間、動物愛護管理法の改正、動物飼養の状況変化等により新たな課題も発生している。特に動物愛護管理法では、国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年10月告示）」に基づき、都道府県は区域の動物愛護管理推進計画を策定することを義務付けている。従って、これらに的確に対応するため、現行計画の実施実績と国の基本指針を踏まえて、計画の見直しを行い、時代に即した動物愛護管理行政の更なる展開を図ることが必要であるになってきている。

表13．10年後の目標値に対する達成状況

指 標	目 標	14年度 実績値	17年度 実績値	達成率
動物の致死処分数	50%減らす	11,322 頭	6,598 頭 (41.7%)	83.4%
犬・猫等に関する 苦情件数	25%減らす	30,976 件	17,989 件 (41.9%)	167.6%
犬の返還・譲渡の割合	80%に増やす	73.2%	78.0%	70.6%
猫の返還・譲渡の割合	3%に増やす	1.6%	4.2%	185.7%

東京都資料より作成

- ・ 「動物の致死処分数」の減少については、飼い主意識の向上や屋内飼養、不妊去勢手術の普及等による動物の引取り等の頭数の減少、譲渡の増加が寄与していると考えられる。
- ・ 「犬・猫等に関する苦情件数」については、全体としては大幅に減少したが、苦情の内容は多様化している。
- ・ 「犬の返還・譲渡の割合」の増加については、飼い主意識の向上や屋内飼養、不妊去勢手術の普及等により、犬の捕獲・収容、引取り等の頭数が減少したこと、譲渡ボランティアとの連携により譲渡が増加したことが寄与していると考えられる。
- ・ 「猫の返還・譲渡の割合」の増加については、飼い主のいない猫対策の普及への取組等により、飼い主及び拾得者からの引取り数が減少し、あわせて猫の譲渡が増加したことが寄与していると考えられる。

(参考)

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の概要

1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

- ・ 命に対する感謝と畏敬の念を動物の取扱いに反映
- ・ 周囲に危害や迷惑をかけないように、飼い主は、動物の飼養・保管に伴う責任を十分に自覚すること
- ・ 動物の愛護及び管理について共感と参加を呼び起こすことのできる理念の形成

2 今後の施策展開の方向

- ・ 動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施
- ・ 不妊去勢措置の推進により、犬及び猫の引取数を半減（42万頭 21万頭）
- ・ 普及啓発、個体識別等の推進により、動物の遺棄防止等を徹底
- ・ ガイドラインの策定等により、所有者のいない猫等の適正管理を推進
- ・ 登録制度の着実な運用により、動物取扱業の一層の適正化を推進
- ・ 動物愛護管理推進員の委嘱を推進
- ・ 「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知
- ・ 動物の救護等の体制の整備と逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底
- ・ 科学的な知見等に基づいた施策の展開のための調査研究を推進

3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

- ・ 計画期間は、原則として平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間
- ・ 計画の記載項目は、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針、動物の適正飼養の施策、普及啓発に関する事項、必要な体制の整備等、地域の事情に応じて検討
- ・ 策定に当たっては、多様な意見の集約及び合意形成の確保に努める。

4 基本指針の点検及び見直し

- ・ 毎年、基本指針の達成状況の点検等を行う。
- ・ 策定後、5年目に見直しを検討する。

第4 東京都における今後の動物愛護管理行政の方向

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて ～「家族の一員」から「地域の一員」へ～

東京都は、都条例第1条で「この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。」とし、動物を巡る地域社会のあり方について、その目指すべき姿を明らかにしている。

平成15年度から24年度までを計画期間として平成16年3月に策定された「東京都動物愛護推進総合基本計画」は、都条例第1条で規定した「共生社会の実現」に向け、動物の愛護及び適正飼養のあり方を展望したものであり、ペット動物が単なる愛玩の対象から、「家族の一員」、あるいは「人生のパートナー」として、飼い主との関係が深まっている状況に対応したものであった。計画期間の4年目に入った現在、前述のように、この基本計画は、東京都や区市町村をはじめ、動物愛護を目的としたボランティア団体、地域活動を担っている町会・自治会など、広範な都民の精力的な活動により一定の成果をあげている。

一方、地域社会では、犬の数が子どもの数を上回る状況が指摘される中で、単独世帯や夫婦のみ世帯、あるいは高齢者のみの世帯の数の増加など、社会の少子化、核家族化や高齢化が進行しており、家族の一員としての動物の存在意義は、今後とも高まっていくことが予測される。

しかし、東京という過密な大都市での動物飼養数の増加は、動物の存在を家族内にとどめておくことを困難にし、飼い主以外の人々も動物を巡る種々の問題と関わらざるを得なくしている。従来それは、しばしば近隣トラブルとして顕在化していたが、動物飼養の問題を対立の構図でのみ捉えていては、真の人と動物との調和のとれた共生社会の実現は困難である。なぜなら、共生社会の実現には、基盤としての地域コミュニティが必要不可欠なものだからである。しかしながら、近年、地縁に基づくコミュニティが希薄となり、地域による主体的な問題解決能力の低下が懸念されていることから、ことは単純ではない。

従って、今後の東京都における動物愛護管理行政は、こうした状況を踏まえ、共生社会の実現に向けて、新たな実効性のある一步を踏み出すものとしていかなければならない。とりわけ、区市町村における動物愛護管理への取組については、動物単独の分野として捉えるのではなく、教育・福祉等の施策や事業と連動するものとして、地域コミュニティの再生・活性化を視野において進めていくことが重要となる。言い換

えるならば、これまでの「家族の一員」としての動物の存在を地域社会の構成員、すなわち「地域の一員」として捉え直した施策展開を図るということである。

最近各地で行われている、飼い主が犬の散歩を兼ねて地域を見回る「ワンワンパトロール」は、地域の安全確保を目的としたコミュニティ活動の一つであるが、こうした活動は、犬の飼養に対する地域社会の受容を促すとともに、犬が、地域と人、人と人との新たな関係形成に一定の役割を果たす社会的な存在となりうることを示唆するものである。つまり、地域の一員としての動物とは、行政だけでなく、飼い主をはじめとする動物に関わる人々自身の地域の一員としての自覚と行動によって、育てられ、定着していくものであり、その意味で、個人と地域社会の成熟のうえに、はじめて、動物は地域の一員となり、ひいては、人と動物との調和のとれた共生社会が実現するものと考えられる。

成熟した共生社会では、動物を巡って我慢したり対立する関係ではなく、認め合い、理解しあう関係づくりに人々が主体的に関わり、動物を媒介とした緩やかな連携が形成されていく。その中で、高齢者の孤立化の防止や飼い主の病気や死亡の際の動物の円滑な保護などが図られることになるだろう。また、子どもたちは、動物とのふれあいを通して、命の大切さとともに、他者との共感や相手の立場に立って行動することの意味など、社会性を学んでいく。

今後、目指すべき人と動物との調和のとれた共生社会とは、このような、動物愛護管理の推進が地域コミュニティの活性化を促し、またそれを基盤としてさらなる動物愛護管理の推進につながる発展の連鎖をつくり出していく社会でなければならない。

1 共生社会の実現に向けた東京都の役割

戦後長い間、動物愛護管理行政は、狂犬病撲滅のための野犬捕獲に始まり、犬猫の引取り、飼い犬の係留、こう傷犬事故の措置等、問題となる動物に直接対処する施策を中心としたものであった。その後、動物愛護の意識の高まりを受けて、適正飼養の普及啓発や動物愛護推進員の委嘱など、動物の飼養を巡る飼い主や住民の自覚と理解の涵養を目的とした施策に重点が置かれるようになってきた。施策の重点が、動物そのものから人へと移る中で、区市町村による取組が拡充し、また地域の動物愛護団体等のボランティアの活動も活発になってきた。

こうした状況を踏まえて、今後、東京都は区市町村との適切な役割分担のもと、連携・協働して動物愛護管理行政を進めていく必要がある。中でも、東京都が重点的に対応すべきは、施設数の増加と業態の多様化が見られる動物取扱業への監視指導や、人材の養成を行っている施設への支援、あるいは動物由来感染症への対応など、広域性・専門性の観点からの取組が要求される分野である。前述の平成 18 年度の都政モニターアンケートの結果にも、今後東京都が取り組むべきペット対策の 1 位と 2 位に「ペ

猫については、これまでも飼い主に対して「屋内飼育の推奨」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」の三原則を普及啓発してきており、今後さらにこれら三原則の実施を求めていくと同時に、飼い主のいない猫への無責任なエサやり等を行う者に対しても、自覚を促していくべきである。

また、最近、特定動物であるワニガメが町なかで捕獲される事例が社会問題となっており、人に対する危害や自然環境中での繁殖が危惧されている。そのため、特定動物の適正な管理、安易な飼養放棄の防止、マイクロチップ等による個体識別措置の徹底について、飼い主の指導を強化していく必要がある。

あわせて、特定動物に指定されていない八虫類等の飼い主についても、適正な管理の徹底について自覚を促していかなければならない。

(施策の方向)

ア 適正飼養の普及啓発の強化

終生飼養や不妊去勢手術の必要性、逸走防止や個体標識の装着、動物の遺棄・虐待の防止等に関する普及啓発の一層の推進と、区市町村や関係局との連携
高齢動物の世話の問題など飼い主の負担と覚悟に関する普及啓発の実施
飼い主が利用するドッグラン、動物病院等の施設での普及啓発活動の拡充

イ 犬の登録・狂犬病予防注射接種率の向上

動物病院等における登録・狂犬病予防注射実施の確認の徹底や、飼い主の利便性向上のための登録・注射済票交付事務代行の拡大
未登録・未注射犬のドッグラン等の施設利用制限の検討及び関係団体との調整
動物販売業者による販売時説明の徹底及び動物取扱業、獣医師会等との連携による普及啓発の強化

ウ 犬によるこう傷事故の未然防止の徹底

逸走防止や事故防止等の飼い主の責務についての指導の徹底
飼い主が継続できるような具体的なしつけ方法の周知

エ 猫の適正管理の徹底

屋内飼養の一層の推進、個体標識の装着等に関する普及啓発
飼い主のいない猫にエサを与える者の責任の周知徹底

オ 特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底

動物取扱業者からの販売情報に基づく飼い主の許可取得の徹底

特定動物や大型八虫類の飼い主の社会的責任についての周知徹底

特定動物等に関連する販売施設における普及啓発の実施

カ 高齢動物の飼養に関する普及啓発

高齢動物の世話や医療等のあり方の検討

(2) 事業者の社会的責任の徹底

ペット関連の事業者、特にペット販売業者は、健康な動物を販売することによって、家族の一員、地域の一員となる動物を社会に送り出すと同時に、終生の適正な飼養や法令遵守等の飼養者の責務を周知する責任を有しており、事業者の対応如何が自覚を持った飼い主の育成や動物を巡る諸問題の発生に大きく影響する。

いわゆるペットブームの中で、ペット販売業をはじめとする動物取扱業が増加の一途にある現状を踏まえ、東京都は、無登録事業者や不適正事業者の排除を確実に行うとともに、災害時等の危機管理対応も含め、すべての事業者がその責任を適切に果たしていくよう、庁内関係局の連携により情報の共有化を図るなどして、監視指導を強化する必要がある。

また、動物取扱業の適正な運営のためには、事業者、従業員の資質向上が欠かせない。東京都は、動物取扱責任者研修の充実、受講の徹底等により、事業者の資質を向上させていく必要がある。

あわせて、事業者自らが施設の管理や動物の取扱いの向上を図れるよう、事業者団体への支援を検討することも重要である。

またさらに、動物取扱業等に従事する人材の養成施設については、その教育内容と水準が、動物の適正飼養の推進の役割を担う有為の人材養成を担保できるよう、関係法令に係る情報の提供や講師の能力向上への協力など、適切な支援を行う必要がある。

その他、産業動物及び実験動物についても、動物の適正な取扱いと利用の観点から、事業者によって、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」が適正に遵守されるように必要な措置を講じなければならない。

(施策の方向)

ア 動物取扱業の監視指導の強化

監視機能の拡充と、評価基準に基づく重点監視など監視指導の充実

動物取扱業施設での災害時対策への取組の推進(「(5) 都民と動物の安全の確保」に再掲)

新たに対象となった取扱業の実態に即した監視指導方法の確立

関係局と購入者苦情情報の共有化

飼い主の自覚と負担に関する説明責任の徹底

動物販売業者に対する繁殖業者の出荷時期の明示指導（幼齢動物の販売防止）

監視員の計画的育成と監視指導の標準化による監視指導能力の向上

イ 動物取扱業の資質の向上

最新の情報提供や理解度確認テストのレベルアップによる動物取扱責任者研修の充実

初回受講者向けと毎年の継続受講者向けの研修内容の差別化

事業者による自主管理や従業員教育への支援の充実

利用者が選択の目安とするための優良取扱業のモデル事業の検討

ウ 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援

専門学校等の講師を対象とした研修や法令等の資料提供

監視指導による専門学校等で飼養する動物の適正な取扱いの確保

エ 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

畜舎等の監視指導の適切な実施と、関係局の連携による畜産農家、養鶏業者等の指導及び基準の周知徹底

特定動物の飼養許可を有する実験動物施設を中心とした実験動物の飼養状況の把握

関係局の連携による、犬の登録等の義務や実験動物に関する基準及びガイドラインの周知徹底

(3) 地域の取組への支援

動物愛護管理に関する課題の多くは地域に密着したものであり、それらの課題に的確に対応していくためには、東京都と区市町村とが、適切な役割分担の下、連携・協働していかなければならない。

東京都は、区市町村の動物愛護管理事務担当者に対して、法令や動物由来感染症等についての新しい情報・知見等の提供を行うとともに、定期連絡会を設けるなどして、区市町村支援を充実させていく必要がある。

また、地域特性を踏まえた効果的な動物愛護管理事業を推進していくには、地域における動物愛護活動の中心的な役割を果たすことが期待されている動物愛護推進員の活動への支援が重要である。このため、東京都は、動物愛護推進員に対して、

必要な知識習得やスキルアップの機会を充実するとともに、動物愛護推進員活動に対する社会の認知度を向上させていかなければならない。さらに、個々の能力発揮がより有効になされるよう、得意分野に応じた活用を区市町村と協力して進めていくことが重要である。あわせて、今後、動物愛護推進員の委嘱人数の規模についても、検討していく必要がある。

個別問題の中で、集合住宅における動物飼養や高齢者の動物飼養を巡る問題など、近隣関係の希薄化やプライバシー意識の高まりの中でなどとも相まって、これまで対応が十分進んでいない課題については、区市町村や動物愛護団体等と連携して、状況を打開するための方策の検討を行うなど、必要な支援・協力を行うことも重要である。

一方、地域の取組として東京都が先導してきた、飼い主のいない猫対策は、既に初動期を過ぎ、地域での主体的な活動段階に入っていることから、区市町村での推進を基本とするべきである。今後、東京都は、取組が緒に就いたばかりの地域や効果的対策が見出せずに苦慮している地域への支援と、子猫の引取件数の多い地域に対して必要な働きかけや支援を行い、取組の拡大を図るとともに、住民主体の取組手法では解決困難な公園等での問題への対応方法について検討を行っていく必要がある。

さらに、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図るには、学校教育の場での動物愛護管理の推進が重要な意味を持つ。このため、東京都は、講師の養成や教育関係者への動物飼養の知識の普及など、教育現場の活動を支援するための取組を充実させていく必要がある。

（施策の方向）

ア 区市町村支援の充実

区市町村の動物愛護管理担当者に対する実務研修の実施

苦情相談対応マニュアルの作成と提供などの支援

イ 動物愛護推進員の活動への支援

推進員の活動を具体化、明確化し、活動分野別人材リストとして提供

区市町村による推進員との連携体制づくりへの支援

ウ 集合住宅における動物の適正飼養の推進

平成6年度に作成した「集合住宅における動物飼養モデル規程」の整備（動物由来感染症の予防、災害発生時対策に関する事項等の追加）

モデル規程の集合住宅販売会社や管理会社等への周知

エ 高齢者の動物飼養への支援の検討

福祉事務所、民生委員との連携による、地域の高齢者の動物飼養に関する効果的な支援策の検討

飼い主の入院などで飼養が困難になった動物の一時預かりの仕組みの検討

オ 地域の飼い主のいない猫対策の拡充

地域の取組の拡大に向けた支援の充実

飼い主のいない猫対策に関する普及啓発の強化

住民主体の取組手法では解決困難な問題に対する新たな施策の検討

カ 小中学校等の教育現場での動物愛護の普及啓発活動への支援

子供の成長過程に応じた動物愛護の啓発内容の検討と区市町村への提供

地域の動物愛護推進員等との連携による普及啓発実施への支援

学校飼育動物の適切な取扱い等に関する教員を対象とした研修への支援(東京都獣医師会との連携による取組)

(4) 致死処分数減少への取組

社会の動物愛護管理意識が成熟し、飼い主の社会的責任に対する自覚が進んだとしても、やむを得ない理由により捕獲・収容、引取りされる動物は、今後とも一定程度発生するものと考えられるが、次第に譲渡可能な動物の割合は低くなっていくものと推測される。~~ことから、これらのうち、致死処分せざるを得ない動物を可能な限り減少させていく取組を強化していくことが重要である。~~

東京都の場合も、これまで動物の引取り数・致死処分数の減少、犬・猫の返還譲渡の割合の増加に取り組んできており、さらなる譲渡割合の増加は、高いハードルとならざるを得ない。しかし、これまでの取組や実績等を踏まえ、より高い目標を設定し、致死処分せざるを得ない動物を可能な限り減少させていかなければならない。

~~具体的には、犬については、現在、返還・譲渡率が80%近い状態となっている。さらに、今後はことから、動物愛護団体等のボランティアと協力した仕組みづくりを進め、飼い主や拾得者から引き取った犬や返還できなかった犬については、譲渡を原則とする目標を設定する。して、動物愛護団体等のボランティアと協力した仕組みづくりを進める必要がある。~~

また、猫については、飼い主のいない猫対策等により、子猫の引取り数の更なる減少を図るとともに、犬の譲渡の仕組みづくりの実績等を踏まえ、今後、ボランテ

ィアとの協力の拡大や普及啓発のあり方などを検討し、譲渡の拡大を目指していく必要がある。~~図っていく必要がある。~~

(施策の方向)

ア 動物の致死処分数減少のための仕組みづくり

ボランティア団体との連携・協働の拡大

動物の入手先としての保護収容施設の認知度向上方策の検討・実施

イ 新たな今後新たに策定する計画の 10 年後の目標値の設定

終生飼養の徹底や飼い主のいない猫対策等により動物の引取り数を半減

引き取らざるを得ない動物については譲渡の推進により致死処分数を 55%削減

犬の返還・譲渡率を 78%から 85%以上に

猫の返還・譲渡率を 4.2%から 10%以上に

(5) 都民と動物の安全の確保

動物は愛護すべき存在であると同時に、時として人間に危害を及ぼす存在ともなりうるものである。そのため、第一義的には、飼い主が動物の特性や感染症等に関する十分な知識を持って、日常的に適正飼養を進めていくことが重要だが、である。東京都と区市町村は、動物由来感染症や震災等の災害発生に備えて、都民と動物の安全を確保するために、専門知識の修得や対応能力の向上などの対策を講じておく必要がある。

特に東京都は、広域的・専門的分野への対応の観点から、動物由来感染症の把握体制を充実強化するとともに、発生時の動物の調査、感染動物の隔離、検査、処分等を確実に実施できるよう、~~関係部署である、都・区保健所、動物愛護相談センター、健康安全研究センター~~や関係局、関連検査機関との協働関係の構築と職員の能力向上を図るなど、必要な体制を整えておくことが重要である。

また、災害発生時には災害発生時における速やかな動物の保護と逸走による人への危害防止等の対策に適切に取り組むよう、特定動物の飼養者、動物取扱業者、実験動物や産業動物の管理者等に対して、指導や普及啓発を強化する必要がある。さらに、飼い主とはぐれた被災動物の円滑な救援が、都民の安全確保のためにも重要であるとなる。このため、平常時から、東京都獣医師会、動物愛護団体、民間ボランティア等と緊密に連携して、災害発生時の動物救援本部の速やかな立ち上げと、非常時における協力を担保しておく必要がある。

さらに、避難が長期化した場合を想定して、ボランティアによる動物の一時預りや他県との協力関係の構築などについても、今後、検討しておくことが望ましい。

(施策の方向)

ア 動物由来感染症への対応能力の向上

動物取扱業や動物病院における感染症のモニタリング等の実施

感染症発生時の関係局や関連検査機関との連携の強化

感染症発生時等を想定した訓練の実施

感染症発生時に備えた動物の隔離・検査等の機能強化

イ 動物由来感染症の普及啓発

動物の取扱いと感染症の正しい知識に関する普及啓発の強化

ウ 災害発生時の動物救援機能等の強化

動物の一時預かり・譲渡ボランティアネットワークの構築(保護施設からの引継ぎの円滑化)

飼い主に対する特定動物の逸走防止措置に関する指導の徹底

動物取扱業施設での災害時対策への取組の推進(「(2)事業者の社会的責任の徹底」に再掲)

関係局を通じた実験動物及び産業動物飼養施設での災害時対策への取組の推進

エ 区市町村の災害時対策の推進

災害時の動物対策について、区市町村の防災計画への追加と対応マニュアルの整備の推進